

鳥取県西部広域行政管理組合消防局告示の一部を改正する告示

消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式の変電設備等を指定する件（平成23年消防局告示第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例（昭和51年鳥取県西部広域行政管理組合条例第17号。以下「条例」という。）第11条第1項第3号<u>（条例第8条の3第1項、第12条第2項及び第13条第2項において準用する場合を含む。）</u>及び第2項（条例第8条の3第3項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）<u>並びに第13条第3項の規定に基づくキュービクル式の変電設備、発電設備及び蓄電池設備（以下「キュービクル式変電設備等」という。）について、条例で定める位置、構造及び管理の基準によらなくても火災予防上支障がないもの</u>として消防局長が認める基準を次のとおり定める。</p> <p>1 キュービクル式変電設備等の設置位置は、次によること。</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス、<u>粉じん等</u>が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(3) [省略]</p> <p>(4) 火を使用する設備（条例第44条第1号から第8号の2までに掲げるものに限る。）を設けてある室内には設けないこと。ただし、キュービクル式変電設備等の周囲に有効な空間を保持する等、火災予防上安全な措置を講じたときは、この限りでない。</p> <p>2 キュービクル式変電設備等の構造は、次によること。</p> <p>(1) キュービクル式の変電設備</p> <p>ア キュービクル式の変電設備の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 電力需給用計器用変成器及び<u>主遮断装置</u>並びにこれらの</p>	<p>鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例（昭和51年鳥取県西部広域行政管理組合条例第17号。以下「条例」という。）第11条第1項第3号<u>及び第2項（条例第8条の3第1項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項の規定において準用する場合を含む。）</u>の規定に基づくキュービクル式の変電設備、発電設備及び蓄電池設備（以下「キュービクル式変電設備等」という。）について、条例で定める位置、構造及び管理の基準によらなくても火災予防上<u>支障ないもの</u>として消防局長が認める基準を次のとおり定める。</p> <p>1 キュービクル式変電設備等の設置位置は、次によること。</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス<u>若しくは粉じん等</u>が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(3) [省略]</p> <p>(4) 火を使用する設備（条例第44条第1項第1号から第8号の2までに掲げるものに限る。）を設けてある室内には設けないこと。ただし、キュービクル式変電設備等の周囲に有効な空間を保持する等、火災予防上安全な措置を講じたときは、この限りでない。</p> <p>2 キュービクル式変電設備等の構造は、次によること。</p> <p>(1) キュービクル式の変電設備</p> <p>ア キュービクル式の変電設備の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 電力需給用計器用変成器及び<u>主しゃ断装置</u>並びにこれらの附属装置を<u>1の箱</u>（以下「外箱」という。）に収納したも</p>

<p>附属装置を<u>一の箱</u>（以下「外箱」という。）に収納したもの</p> <p>(イ) 変圧器、遮断機<u>及び開閉器並びに</u>これらの附属装置を外箱に収納したもの</p> <p>(ウ) [省略]</p> <p>イ キュービクル式の変電設備の外箱の構造は、次によること。</p> <p>(ア) [省略]</p> <p>(イ) 外箱の開口部（<u>ウ</u>に掲げるものに係る部分を除く。）は、特定防火設備（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。）又は防火設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）<u>第2条第9号の2</u>に規定する防火設備をいう。）である防火戸が設けられていること。</p> <p>(ウ～オ) [省略]</p> <p>ウ・エ [省略]</p> <p>(2)・(3) [省略]</p> <p>3 [省略]</p>	<p>の</p> <p>(イ) 変圧器、遮断機、<u>開閉器及び</u>これらの附属装置を外箱に収納したもの</p> <p>(ウ) [省略]</p> <p>イ キュービクル式の変電設備の外箱の構造は、次によること。</p> <p>(ア) [省略]</p> <p>(イ) 外箱の開口部（<u>ウ</u>に掲げるものに係る部分を除く。）は、特定防火設備（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。）又は防火設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）<u>第2条第9号の</u><u>ロ</u>に規定する防火設備をいう。）である防火戸が設けられていること。</p> <p>(ウ～オ) [省略]</p> <p>ウ・エ [省略]</p> <p>(2)・(3) [省略]</p> <p>3 [省略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は、注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。